ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　発注者における要求要件を実現できると認められること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　本工事の総合評価落札方式の加算点については、発注者における要求要件を実現できると認められる企業に標準点100点を付与する。技術提案を行った企業に対しては、技術提案書及び資料等の内容に応じ加算点を最大60点付与する。施工体制評価点は、入札説明書に定めるところにより最大30点与える。加算点及び評価方法は、入札説明書のとおり。

⑶　評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　評価値は以下の算定式で評価する。

評価値＝{標準点＋加算点＋施工体制評価点}÷入札価格

⑸　技術提案資料は、入札説明書に基づき作成し提出するものとする。

⑹　技術提案の採否については、二次審査結果として通知する。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者以外の競争参加者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行う。なお、技術提案を提出したが適正と認められなかった者は、その理由に対して、苦情の申し立てを行うことができる。

⑺　実施上の留意事項

①　受注者により技術提案された内容に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。

②　減点の範囲は最大10点とし、その範囲は入札説明書のとおりとする。

また、ＩＣＴ活用施工を行う場合において、受注者の責によりＩＣＴが実施されなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。減点の範囲は施工計画書の内容に照らし合わせ最大５点とする。

さらに、履行確認において虚偽の履行確認に係る資料提出等不誠実な行為をした場合は、「請負工事成績評定」から最大20点の減点を行う。

③　請負者の責により技術提案が履行されない場合は、技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点から減点割合に応じて、違約金を徴収する。ただし、違約金額は請負価格の10％を上限とする。

④　受注者の責により提案が履行できない場合とは、災害またはその他特別な事情がある場合以外のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑻　その他

①　技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

②　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8517 名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　中部地方整備局総務部経理調達課契約管理係　髙峰　隆彰　電話052―209―6317

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法　入札説明書を入札情報サービス（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）より配付する。

配付期間は令和元年７月31日から令和元年10月11日まで

ただし、書面による配付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて無償で配付する。

期間：令和元年７月31日から令和元年10月11日まで

場所：上記４⑴

⑶　一次審査に関する申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和元年７月31日から令和元年８月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分（最終日は16時00分）まで、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和元年７月31日から令和元年８月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分（最終日は16時00分）までとする。場所は上記４⑴に同じ。

二次審査に関する資料（技術提案書）（選抜された者）の提出期間、場所及び方法　令和元年９月９日から令和元年10月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和元年９月９日から令和元年10月15日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分（最終日は12時00分）までとする。場所は上記４⑴に同じ。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより令和元年10月15日12時00分までに提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により持参又は郵送する場合は、令和元年10月15日12時00分必着にて、中部地方整備局総務部経理調達課へ提出すること。

開札は、令和元年11月21日10時00分、中部地方整備局（丸の内庁舎）入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

期間：令和元年９月９日９時30分から令和元年10月15日12時00分まで（利付国債の提供の場合は令和元年10月１日12時00分まで）

場所：上記４⑴

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、工事着手日１週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、技術者の変更は認められない。また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日１週間前までに変更可能な他の技術者に係わる申請書を提出し審査を受けなければならない。

⑸　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。